

物品等業者指名要綱

平成7年3月28日

6 葛総経第 397 号区長決裁

改正 平成 25 年 3 月 25 日 24 葛総契第 907 号

平成 26 年 11 月 7 日 26 葛総契第 483 号

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区が発注する物品の売買及び借入れ、印刷製本の請負、委託その他の契約に係る指名競争入札に参加させる者の指名（以下「指名」という。）について必要な事項を定め、指名競争入札の透明性、競争性及び公平性を確保することを目的とする。

(方針)

第2条 指名に当たっては、透明性、競争性及び公平性の原則を基本とするとともに、区内中小企業の育成を図るため、区内業者（葛飾区における競争入札参加者の選定に係る区内業者等の認定基準（平成21年葛総契第376号総務部長決裁）第2条第2項第1号で定める者をいう。）の指名に配慮する。

2 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づき中小企業庁が証明した官公需適格組合については、指名に配慮する。

(指名方法)

第3条 指名は、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 登録業種
- (4) 履行能力
- (5) 指名回数
- (6) その他特別な事情

(指名業者数)

第4条 指名業者数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める数とする。

- (1) 物品の売買及び借上げ並びに印刷製本の請負契約

予 定 価 格	指名業者数
2,000 万円以上	10 者以上
1,000 万円以上 2,000 万円未満	7 者以上

300 万円以上	1,000 万円未満	5 者以上
80 万円以上	300 万円未満	3 者以上
	80 万円未満	2 者以上

(2) 委託その他の契約

予 定 価 格		指名業者数
5,000 万円以上		10 者以上
2,000 万円以上	5,000 万円未満	8 者以上
1,000 万円以上	2,000 万円未満	7 者以上
300 万円以上	1,000 万円未満	5 者以上
50 万円以上	300 万円未満	3 者以上
	50 万円未満	2 者以上

(その他)

第5条 仕様が特殊である等特別な事情がある契約に係る指名については、この要綱の規定を適用しないことができる。

付 則 (平成7年3月28日6葛総経第397号)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月25日24葛総契第907号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年11月7日26葛総契第483号)

この要綱は、平成26年11月7日から施行する。